

<報道発表資料>

.....
カテゴリー:危機管理

令和5年11月30日

毛呂山町内採卵鶏農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う野鳥監視重点区域の指定について

令和5年11月30日（木曜日）に毛呂山町内の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。これに伴い環境省が、本農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定したので、区域内において野鳥の監視を強化します。

● 主な経緯

11月29日（水曜日）

- ・毛呂山町内の採卵鶏農場において、飼養鶏の死亡羽数増加がみられたことから、当該農場から県に通報があり、A型インフルエンザ簡易検査を実施した結果、陽性反応を確認。

11月30日（木曜日）

- ・遺伝子（PCR）検査を実施した結果、H5亜型と判明。
- ・農林水産省に報告し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であると判定。

（※）

※：<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/245758/news2023113001.pdf>

● 野鳥に係る今後の対応

- ・環境省が指定した野鳥監視重点区域内において、野鳥の監視を強化します。
- ・野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした調査（大量死や異常の有無、渡り鳥の飛来状況）を実施します。
- ・野鳥監視重点区域内の市町を通じて、住民に対し野鳥との接し方についての注意喚起を行います。また、県ホームページでも周知を行います。

【野鳥監視重点区域】（鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町以外は一部区域のみ）

川越市、飯能市、東松山市、狭山市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、
毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、鳩山町、ときがわ町

● 留意事項

- ・鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。
- ・日常生活において、鳥の糞便等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。周辺地域のみならず県民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。
- ・野鳥が死亡している場合は、発見場所の住所地を管轄する環境管理事務所へ御連絡ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/tyouzyu/toriinfuru.html>
- ・現場周辺での取材については、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

<参考>

- 環境省ホームページ (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

<問合せ先>

[野鳥に関すること]

環境部みどり自然課 野生生物担当

直通 048-830-3143（内線 3143）

[家きんに関すること]

農林部畜産安全課 家畜衛生担当

直通 048-830-4175（内線 4175）